

第13次平城宮発掘調査出土の木簡

歴史研究室

一、木簡出土の地点と状況

昭和38年度第13次平城宮発掘調査において2ヶ所の土壙SK870・SK820から木簡が発見された。平城宮の発掘調査で木簡が検出されたのは、今回が3度目である。すなわち、昭和36年1月にSABO区SK219土壙から41点出土したのが最初で（その詳細は「平城宮発掘調査報告Ⅱ」頁50以下に報告した。以下「平城宮報告Ⅱ」と略記する）第2回は、昭和36年6月6ABO区SE311—B井戸から2点が検出されている（これについては、「奈良国立文化財研究所年報1961」に簡述した）。しかし今回発見された木簡は、総計約1,900点をかぞえ、内容的にも豊富なものを含み、質量ともに前2回を圧倒する発見であった。平城宮の木簡にかける期待は今後ますます大きくなったといえよう。

SK870土壙は、第2次内裏の内郭築地回廊東北隅から北約40mにあたり、内裏の外郭内に位置する。この土壙から41点の木簡が出土した。現地表から比較的浅い土壙であるため、遺物の残存状況は良好ではなかった。出土木簡には紀年銘がなく、土壙の埋没年時は明瞭ではない。但し「左衛士府」と記された簡があるから、左衛士衛と官名を改めた天平宝字2年8月から天平宝字8年9月の間ではあり得ない。

SK820土壙はSK870の東約28mのところであり、第2次内裏の外郭内にあつて、外郭東面築地より約36m西にあたる。遺物の出土状態からみて、一時期のごみ棄穴であり、その埋没年代は年号の記載のあるものの約8割が天平17年4月から19年8月の3ケ年にかたまつてゐるから、天平19年8月をあまりへだたらなかつたと推定できる。出土木簡の総点数は1869点である。

昨年10月公刊した「平城宮第13次発掘調査出土木簡概報」には約1,600点としたが、確認総数がこの概数を大幅にうまわつたのは、その後の木質遺物整理の際に発見された断簡、零墨類のものが、かなりの数にのぼるためである。

一、木簡の形態分類

「平城宮報告Ⅱ」で示したSK219出土木簡の型式分類に、今回出土したものの形態を加えて、左にあらためて、現在までの木簡の形態分類をかくげると、つぎの13型式になる。

- 6011型式、短冊形のもの、「平城宮報告Ⅱ」601型式にあたる。
- 6021型式、小形短冊形のもの。
- 6022型式、小型短冊形の材の一端を圭頭にしたもの。

6031型式、長方形の材の両端左右に切り込みをいれたもの。「平城宮報告Ⅱ」603型式。

6032型式、長方形の材の一端の左右に切り込みをいれたもの。「平城宮報告Ⅱ」604型式。

6033型式、長方形の材の一端の左右に切り込みをいれ、他端を尖らしたものである。

6039型式、長方形の材の一端の左右に切り込みがあるが、他端は折損あるいは腐蝕して不明のもの。

6051型式、長方形の材の一端を尖らしたものである。「平城宮報告Ⅱ」605型式。

6059型式、長方形の材の一端が尖つて、他端の形態が不明のもの。

6061型式、用途の明瞭な木製品に墨書のあるもの。

6065型式、ある種の用途をもつと推定される木製品に墨書のあるもので、その用途が判然としないもの。

6081型式、折損、腐蝕その他によつて原形の判明しないもの。「平城宮報告Ⅱ」608型式。

6091型式、削り屑、「平城宮報告Ⅱ」609型式。

三、木筒の形状と内容

SK870 田十木筒

木筒の遺存状況はわるく、総点数41点のうち、完形もしくはそれにちかい形をとめていっているものは、つぎの3点である。

「左衛士府」(6051型式)、^(冊)「刑々石次□□」(6011型式)、

「紫菜」(6033型式)

あとは、断簡ないし零星類であるが、そのなかには、「…二石六斗×三石七斗五石二石…」のように穀類(?)を計上しているもの、「建マ益人」「波多部国□」「他田床足」など人名を記載しているものがある。人名記載の筒がどのような性格のものか判然としないが、あえて臆測するならば「左衛士府」の筒と関連づけて、衛士の姓名を書き上げたものではないかともおもわれる。

SK820 田十木筒

形状 大ききのべた型式に分類すると、圧倒的に多いのは6091型式(削り屑)で975点(52%)、ついで多いのが残簡零星で原形不明のもの(6081型式)が644点(34%)、この2種で全体の実に86%強をしめる。さらに、これをのぞく260点



第1図 「紫菜」「左衛士府」

には上半もしくは下半が欠失している、原形が完全に確認できないものが65点あるから(6039型式、6059型式)、結局これをのぞく185点(全

体の1割弱)が完形もしくはそれにちかい形状をとどめているのである。

内容 記載内容は大別して、**[I]**(i)往復文書、(ii)伝票、帳簿類、**[II]**荷札、付札類、**[III]**習書、楽書類の3種になる。

[I](i) これには官司の差出す公文書と個人の解・啓状がふくまれる。前者の例としては、図書寮解(断簡)、勅旨紙を打つために三野部石嶋等を召喚している某司符(差出官司は第四等官が属と記されているから職・寮の官司であり、内容上紙に関係したものであるから、さらに限定して、この差出官司は図書寮であるかもしれない)、某府移(上半欠)、某府(兵衛府カ)移(充所出雲国司、削屑)、某牒2点、某郡司解、某解(充所川口關務所)などがあり、文書形式は省略されているが、召喚状とでもいうべきものが兵衛府、某寮各1点づつある。このほか官司名の記載のあるものを一括してあげると、中務、民部、宮内の3省が各1点、大膳職が4点、木工寮、内膳司、造酒司が各1点ずつある。民部省をのぞいてこれらの官司がいずれも、中務、宮内両省



第2図 某府移

に關係したものである点が注意される。この点は出土地点の性格を考察する場合に参考になる。さらにさきにあげた文書の差出官司についてみ

ると、兵衛府のものが数点見出されることも無視できない。実は兵衛府に關係したものは、右のもの以外に、内裏(西宮)の南門、角門、東一、

二、三門、北門、北府などの守衛に兵衛を割当てるための札と考えられるものが断簡類あわせて55点の多くが発見されているのである。それはたとえば左のような記載内容をもつ、

「 日下マ、鴨
西宮南門茨田下角奈林
茨田 合五人」

これは某月某日昼あるいは夜の西宮南門および角門の守衛は日下部以下5人の兵衛があたる。合点のついては茨田は、下を下番と解すると、なんらかの事情で番を下ることになったものであろう。(口絵**I**)

禄令集解によると、兵衛は京につめる6ヶ月のうち、100日以上を内裏の門衛番にのぼらねばならないことになっているが(同令集解兵衛条古記)、右の割当札は日々の門衛を割りふつたものであろう。但



第3図 SK820土坑

表1 門 と 兵 衛

○カッコ内の数字は頻度数
 ○(西宮三門)は西宮東一・二・三門を指す

門名	兵 衛 名
西宮南門(5) 角門(2)	上(2)、日下部(2)、茨田(2)、大野、春部、君子、香米、船、室 鴨、達沙、丹比部、奈林
西宮東一門(7) 東二門(8) 東三門(2) (西宮三門)	茨田(5)、川上(4)、大伴(2)、敢、石□、膳、君子、錦部、室、矢田部、□ 奈林(3)、三野(3)、綾(2)、土師(2)、漆部、大原、軽、多紀、錦部、額田、檜前、尾張 額田(2)、漆部、各務、丹比部、錦部、秦、林、茨田、神 番長、安曇鳥、大原大魚、上廣足、田口牛甘、民金万呂
北炬門(1) 北門(1) 北府(1)	磯、石前、河内、坂井、宗我、田部、道守、錦部、八戸、養徳、若麻、尾張 日下部、梟 大伴、服結
その他にみえる 兵衛姓名	茨田(3)、各務(2)、川上足棒(2)、川上、河内五足(2)、河内、田口牛甘(2)、 土師(2)、室(2)、矢田部□□(2)、梟若□、大原大魚、春部、上廣足、勝、 浄□□、民□□□、錦、秦□麻呂、林、三野、神、養徳、尾張

第13次平城宮発掘調査出土の木簡

し、これが単なる割当札でないことは、記載事項のなかに「食司日下マ太万呂状」とか「朝夕料」とあるので同時に、食糧請求もしくは支給の伝票としての用もはたしていたものであろう。兵衛と判断される川内五百足、田口牛甘2人の食料請求票が2点ほかに見出されることも参照される。SK830 出土木簡のなかで、兵衛に関係した簡は、質量ともに大きな位置を占めており、さきの中務、宮内兩省関係のもの併せて、この地点の性格を考える重要な材料である。(表1参照)

個人の啓・解状とし

では、某啓状3点、川上足棒啓状(川上足棒は兵衛)、檜前大舎人倭麻呂解状(削り屑)、某解状2点(いずれも残簡)、山口伊美吉紺糸進上状がある。

(ii) 支給伝票の例としては、

(表) 「錦部小浜給錦」
 (裏) 「十潤」(別筆)

日々の支給を書きあげた帳簿様のものとしては第4図にかゝげたものがあり、請求伝票、帳簿の類としては、

三升請又廿四日古御酒三升□又廿五日古御酒三升請又□□□□□□□□□□
 (廿)(日カ)(古御酒三升請カ)

九月□日古御酒二升(右半欠)
 (一カ)

などがあり、おそらく購入伝票とおもわれるものに、

(表) 蕪七十二口 大廿口直銭百六十文各充
 八文小五十二口直銭百五十六文充
 各三文 (裏) 合参百老拾陸文

などがある。これらは官庁の吏務処理につかつたものと考えられる。

このほか断簡類で文書の一断片をつたえるものが相当な数にのぼり、そのうち人名記載のあるものには、兵衛の



第4図 □ 練料 (三カ) □ 廿日 (絶カ) □ 一 □ 給 □ 四 □ 三 □ 四 □ 留治 □ 日絶十



第 5 図

備前国赤坂郡周匝郷調繳十口
天平十七年十月廿日

周防国大嶋郡美敢郷凡海阿耶男御調繳二斗

ほか、真濱女・子刀自・五十上女・春日女・子奈女・玉敷女・大津女などの女姓名（采女？）、奈良王・管原王・玉手王・川勢王などの王名がみとめられる。なお、木簡所載の人名で中務少丞池田足繼は正史に載せられており、続日本紀天平宝字元年5月条に従五位下に叙せられていたのを初見に、天平宝字7年4月左少弁に任ぜられるまで5回みえている。

〔II〕 付札類には、調・贄・中男作物・白米・麦などの地方貢進物につけられた荷札と宮内で保管整理用につけた札の2様がある。

前者について現在確認できる総点数は163点である。内訳は調が67点、贄が50点、中男作物が8点、白米・麦が10点で、そのいずれに属するか不明であるが地方貢進物の荷札と推定できるものが29点かぞえられる。税の種類によつてそれぞれに記載様式が認められ、調については、賦役令第2条（調皆随近条）の規定により、国郡里戸主姓名、貢進者姓名、貢進物、数量、年月日が記される。但し戸主姓名、国名などの省略されることがまゝあるが、これは簡におさめられる文字数に限界があることからくる略記である場合、同一貢進者の荷物が2個

以上になつた際に一方を省略して書く場合などの略法である。正倉院現存の古裂銘文でも戸主姓名の略されているものが数点認められることも参考にすべきであろう。

貢進物の数量についてみると、正丁1人相当量のもの、その $\frac{1}{2}$ にあたるものがある。 $\frac{1}{3}$ は次丁・中男の輸量ではないから別の事情が考慮される必要があるが、たまたま今回の木簡に、同年度同一人貢進の調札が3枚あることから推して、 $\frac{1}{3}$ 量は正丁1人分の調を3個の荷にわけて包装し、それぞれに札を付けたためと考えられる。天平11年伊豆国正税帳には、調鮓堅魚を買得する際の単価を正丁1人輸量の $\frac{1}{3}$ にあたる11斤10兩（ \parallel 稲10束）で表わしているが、こゝにもたまたま正丁1人の調を3箇の荷につくる当時の慣行が示されている。

さらに郷里名に關しては倭名鈔にみあたらないものが数点あるし、郷里併記の簡で年時の明らかかなものは、神龜4年から天平元年までの間に限られる。貢進物は塩が多く、ほか波奈佐久（？）、堅魚、鮓堅魚、鮓、耽羅鮓、海松、鯨、綿などであり、海産物は全国各地から、鯨は備前・備中・備後から、綿は西海道6ヶ国からそれぞれ貢上され

ている。綿はいずれも4両1屯包で100屯ことの荷につけられており、貢進主体は郡である。筑紫の綿は万葉集にもこれを賞したものがあり(336)、正史にも太宰府から綿を貢上させた資料は多い。貢進年時は、ほかの地方貢進物の大多数が天平17年から天平19年までのものであるのに対し、養老2年から天平3年までと一時期さかのぼる。これはしかし、郡が府庫に納めた年時を示すものであるから、京庫にはいつた年時は判明しないが、天平19年を下ることがないとして、天平14年正月から17年6月におよぶ太宰府廃止の時期が何らかそれに關係があるようにおもわれる。府の廃止により府庫物は筑前国司に付託することになったが、その一部が京庫に運進されるようなことがあつたのではなからうか。

綿とともに貢進者個人名が明記されず、郡郷単位に貢進されているものに歟がある。賦役令の規定では正丁1人3口となつてゐるが、荷札は、10口ごとにつけられ、備中賀夜郡大井郷からのものと推定される「大井鍛十口」と略記された札もある。

以上調物についてみると、綿をのぞいてはいずれも賦役令第1条規定の調雑物としてあげられているものにあたる。

なお、尾張国智多郡の調塩札には年月日の下に郷長の署名のあるも

のが一点存することを付記しておく。

つぎに贄札であるが、断簡類をあわせた総点数50点のうち、36点が参河国播豆郡篠嶋・柁嶋(佐久嶋)からのものである。いずれも年時はしめされていないが、閏9月のものがあり、ほかの荷札の年時が天平17年から19年に集中していることを併せ考えるなら、天平18年もしくはそれに近い年時のものと断定してよいであろう。貢進物は大半が佐米でほかに赤魚、宇波加が各1点づゝある。貢進月は赤魚の正月をのぞいては、5・6・7・8月に集中しており、これはおそらく佐米の漁獲時期を示すのであろうが、なかでも5・7両月が多いのは、節月貢上という事情があるとおもわれる。兩嶋の海部は所謂贄人であり、中世伊勢神宮領となつたこれらの嶋々は、奈良時代には皇室所領として贄貢進を命じられていたものであろう。贄貢進国はほかに武蔵が4点、常陸が2点をかぞえ、東海道に多くみられる点も注意しておいてよいことであろう。貢進物は若海藻が多く、そのほか鼓・水母・多比鮮などである。

中男作物は参河、遠江(2点)、越中、伯耆、美作、伊与の6ヶ国から郡あるいは郷単位に出されている。貢進物は、小擬、堅魚、鯖、舊鯖、腊などである。



第 6 図

越中国羽咋郡中男作物鯖壹伯耆

白米については、貢進者個人名が明記されているものと、個人名が記されず国郡郷で記載の完結しているものの2様がある。いずれも5斗ごとの荷につけられたものである。白米は、2月9日の日付をもつものがあり、正月から8月の間に貢上する春米の運京時期に合致すること(田令春米運京条)、また貢進国が阿波をのぞいては延喜氏部式所載の春米貢進国に一致することから、春米と推定して誤りなからう。表は単に「進上」とあるのと「官交易」とされているのと2種あるが、後者については、天平9年和泉監正税帳の「納民部省年料交易麦肆斛大麦二斛直稻捌拾束廿束」とあるのが併せ参照される。

以上地方貢進物の荷札について大要を記したが、右にあげたもののほかにも国郡郷名を略記したもので、諸国からの荷札と推定できるものが数点あることを付記しておく。

第7図 阿波国板野郡井隈戸主波多マ足人戸
秦人豊日白米五斗



織物をいれた櫃につけたものが5点ある。織物は色十材料であらわれ、色調で大半を占めるのは緑でこれに白、浅(薄)、中、黒の4種があり、ほかに青、縹がある。材料は糸、縹、綾、絶、東絶、調絶、交紗縹、絹など各種にわたる。衣服令朝服の規定では、緑衣ならば6位、7位の衣服であるが、このなかに「御服」の文言がみえることは、これらを使用した身分を推定するのに参考になる。

〔Ⅲ〕 この類は今回出土の筒ではもつとも多数を占める。総点数の半数をしめる削り屑の内容はほとんどがこれに属する。同じ文字を書きつらねたもの、同じ偏のものを書きあげたもの、何回も削りとして2重3重に習書したものもある。習書の手本となつたとおもわれる「文選卷第□」と記した筒、字類をみて書き出したと推定される「羊蹄」「鴨頭草」など草名のみえる筒、「莫嬾読書云々」と読書をおこたることを戒めた文言のみえるものもある。「滑稽権大」「腸断惜風景於也」の字句や筆のすざびに書いた人物絵や鳥の絵もおもしろい。「意夜志己々呂曾」、「津玖余々美宇我礼」など万葉仮名を記した筒もあり、国語史上貴重な資料とおもわれる。(狩野 久)



第8図 田□之比等
等々流刀毛
意夜志己々
呂曾